

安全保障貿易管理について

平成 22 年 10 月
経 済 産 業 省
貿 易 管 理 部

安全保障貿易検査官室長
村 越 正 毅

目次

1. 安全保障貿易管理の必要性
2. 国際的な脅威の高まり
3. 脅威に対応した国際貿易管理体制
4. 我が国の安全保障貿易管理制度
5. 違反に対する罰則と違反原因
6. 大学と安全保障貿易管理
7. 自主管理体制の整備
8. 安全保障貿易管理ガイドライン
9. 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンスの概要
10. 問い合わせ窓口等の紹介

参考

1. リスト規制
2. キャッチオール規制等
3. 外為法に基づく輸出等の許可

1. 安全保障貿易管理の必要性

安全保障貿易管理の目的と手段①

＜目的＞ 我が国を含む国際的な平和
及び安全の維持

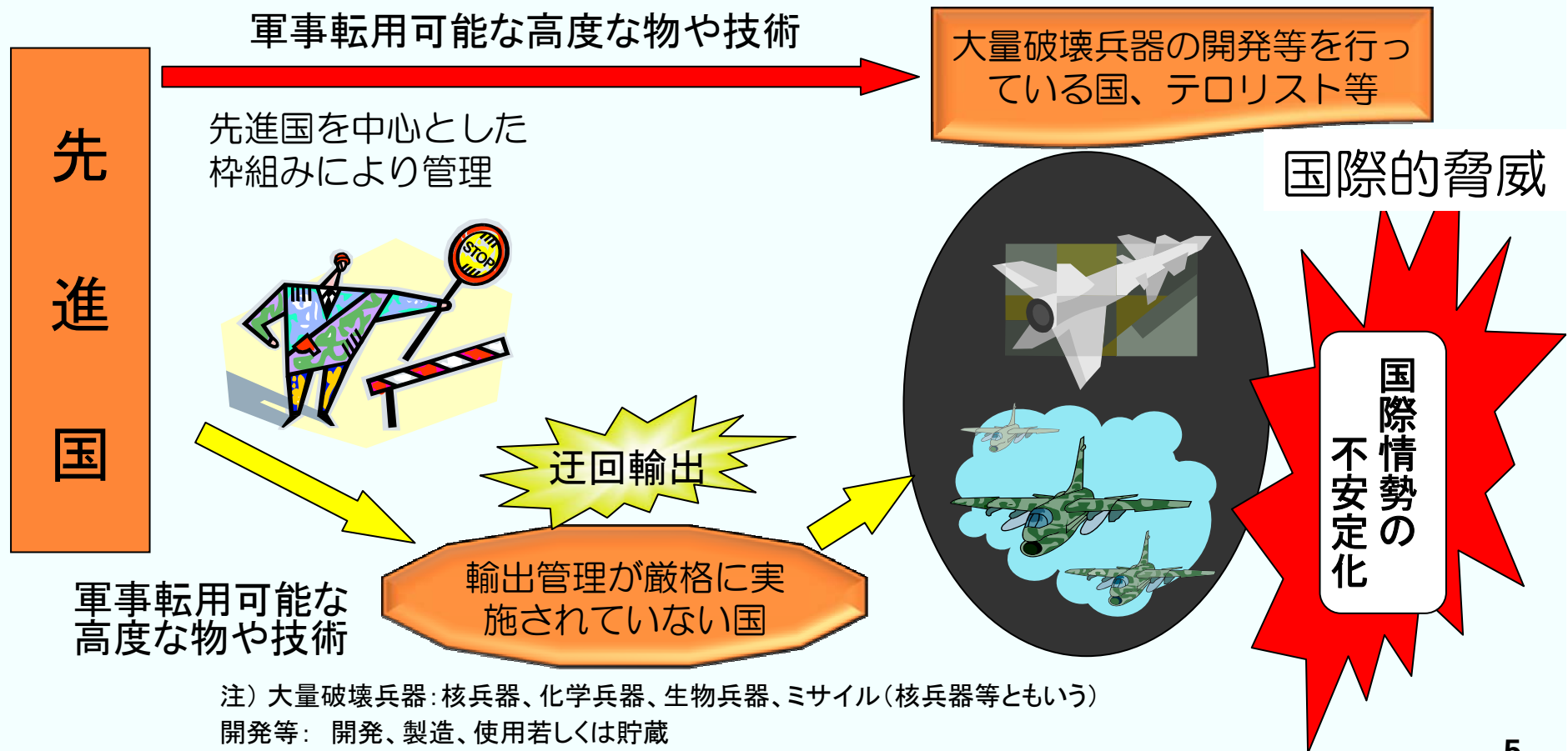
＜手段＞ 武器や軍事転用可能な物・技術が、
我が国の安全等を脅かすおそれのある国
やテロリスト等、懸念活動を行うおそれ
のある者に渡ることを防ぐための輸出等
の管理



注) 輸出等 : 物の輸出及び技術の提供

安全保障貿易管理の目的と手段②

先進国がもっている高度な機械や技術が、大量破壊兵器を開発等している国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招きます。その脅威を未然に防止するために、先進国を中心とした枠組みを作って貿易管理に取り組んでいます。

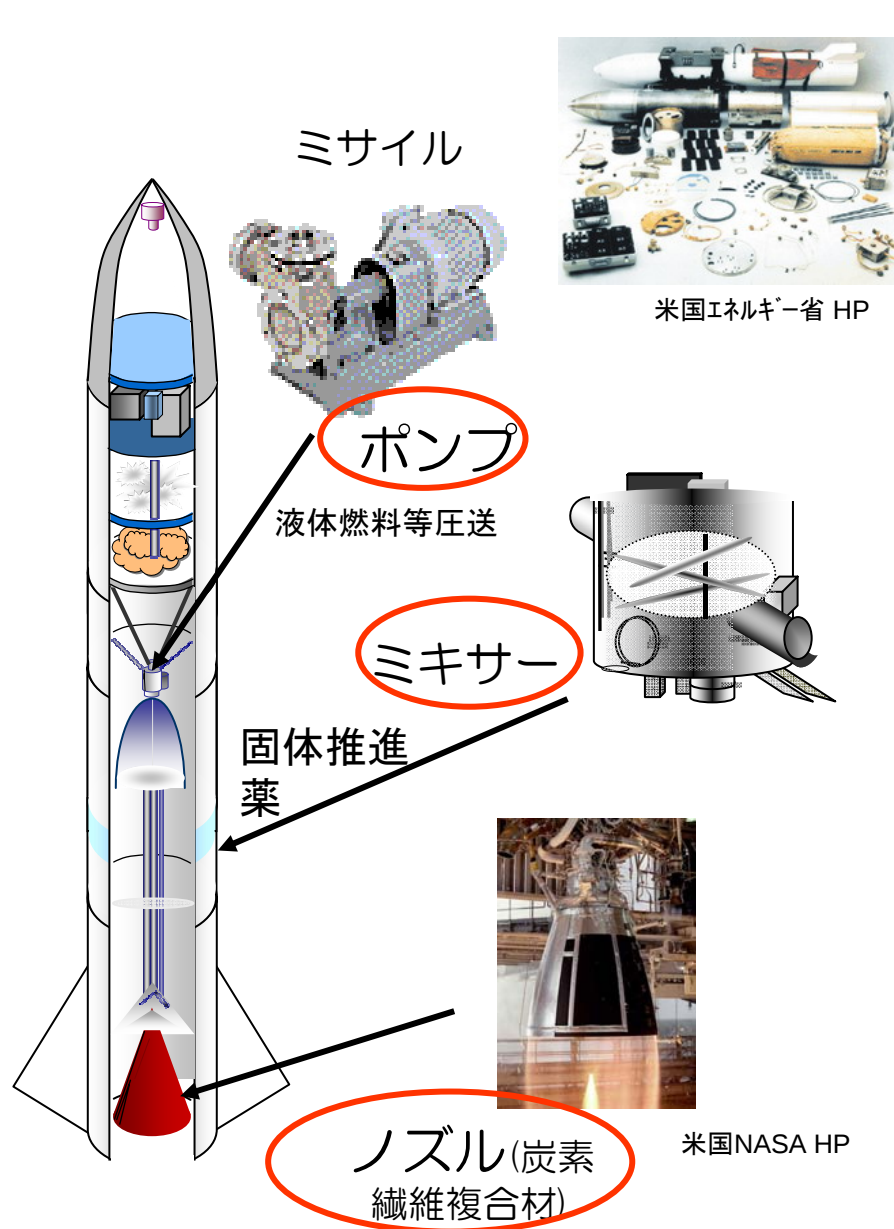


民生汎用品の懸念用途への転用例

- ・ 民生用途として輸出した物が輸出先で懸念用途に転用されるおそれあり。

	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用 遠心分離機の製造 	自動車の製造や切削 
シアン化 ナトリウム	化学兵器の 原材料 	金属メッキ工程 
ろか器	細菌兵器の製造 のための細菌の 抽出 	海水の淡水化  
炭素繊維	ミサイルの構造 材料 	航空機の部品 

民生汎用品の懸念用途への転用事例

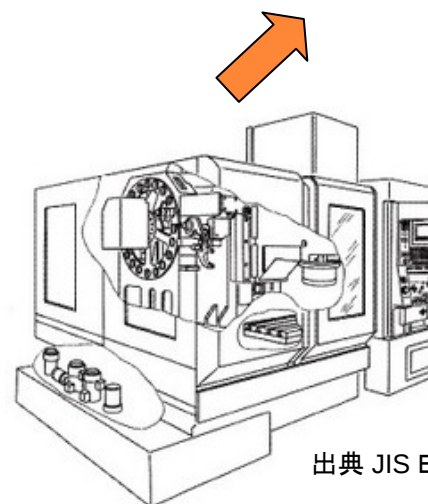


遠心分離器ローター



遠心分離器（カスケード）

日本原燃HP



工作機械

出典 JIS B 0105

※画像は、作成者の許可を得て掲載しております。転写厳禁

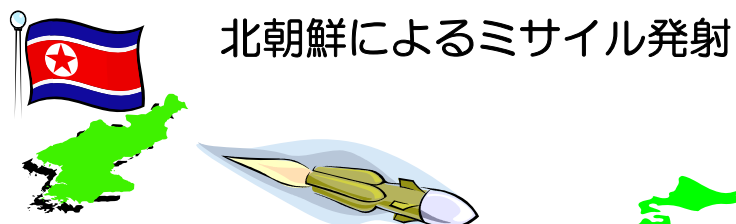
2. 国際的な脅威の高まり

テロ等の実態

- 米国 国家テロ対策センター（NCTC） ～2009年4月レポート～
全世界で12,000回のテロ攻撃（2008年）
死者16,000人（2008年）
- イラク、アフリカ、アフガニスタン及びパキスタン（ブット元首相暗殺など）で多発。
インド（ムンバイ）、インドネシア（バリ島）、タイなどアジアでも発生。
- 日本人等の世界における活動の拡大（2008年）
海外在留邦人 100万人突破
海外旅行者 1,600万人
来日外国人 915万人

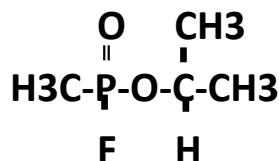


身近に迫る国際的脅威の高まり



北朝鮮によるミサイル発射

地下鉄サリン事件



1. 地下鉄サリン事件(1995/3/20)
2. 米国同時多発テロ事件(2001/9/11)
3. 米国の炭疽菌事件(2001/9/27)
4. スペイン列車爆破事件(2004/3/11)
5. ロンドン地下鉄・バス爆破事件(2005/7/7)
6. 北朝鮮ミサイル発射
(2006/7/5、2009/4~10月)
7. ムンバイ同時テロ(2008/11/26)
8. モスクワ地下鉄連続テロ(2010/3/29)

○大量破壊兵器などの使用が現実。

○とりわけ、生物・化学兵器は、
比較的安価で製造が容易。

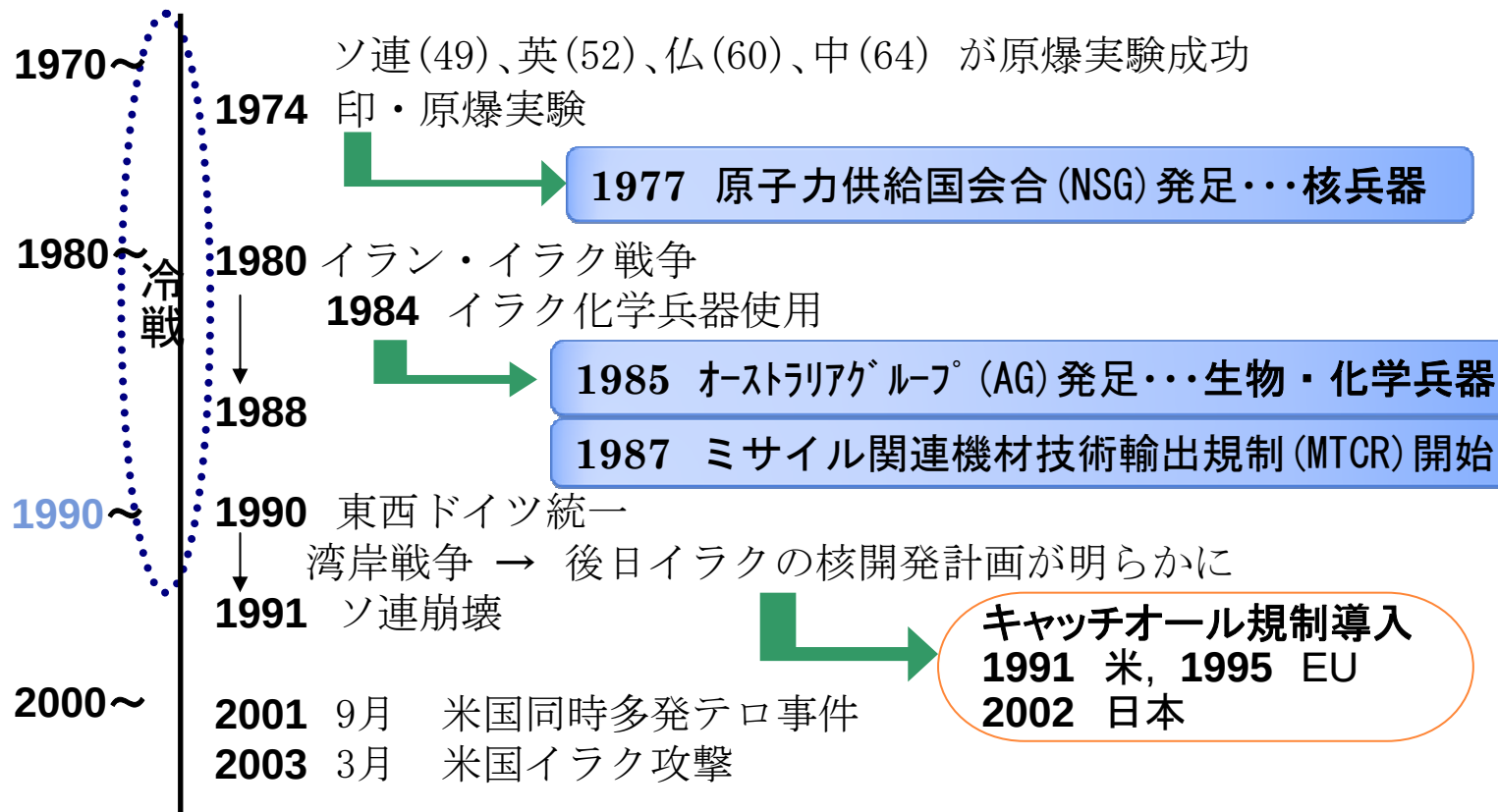


製造に必要な物資・機材・技術の多くが
軍民両用（デュアル・ユース）であるため、偽装も容易。

3. 脅威に対応した国際貿易管理体制

国際輸出管理レジームの経緯

世界情勢



大量破壊兵器

1949
ココム
設立

1994
ココム
解体

1996
ワッセナール
アレンジメント
(WA)
設立

通常兵器

<参考> 90年代以降のアジア情勢

北朝鮮

1993 ノドン発射

1993~1994 核開発疑惑と米朝枠組合意

1998 テポドン発射

2006 ミサイル発射・核実験

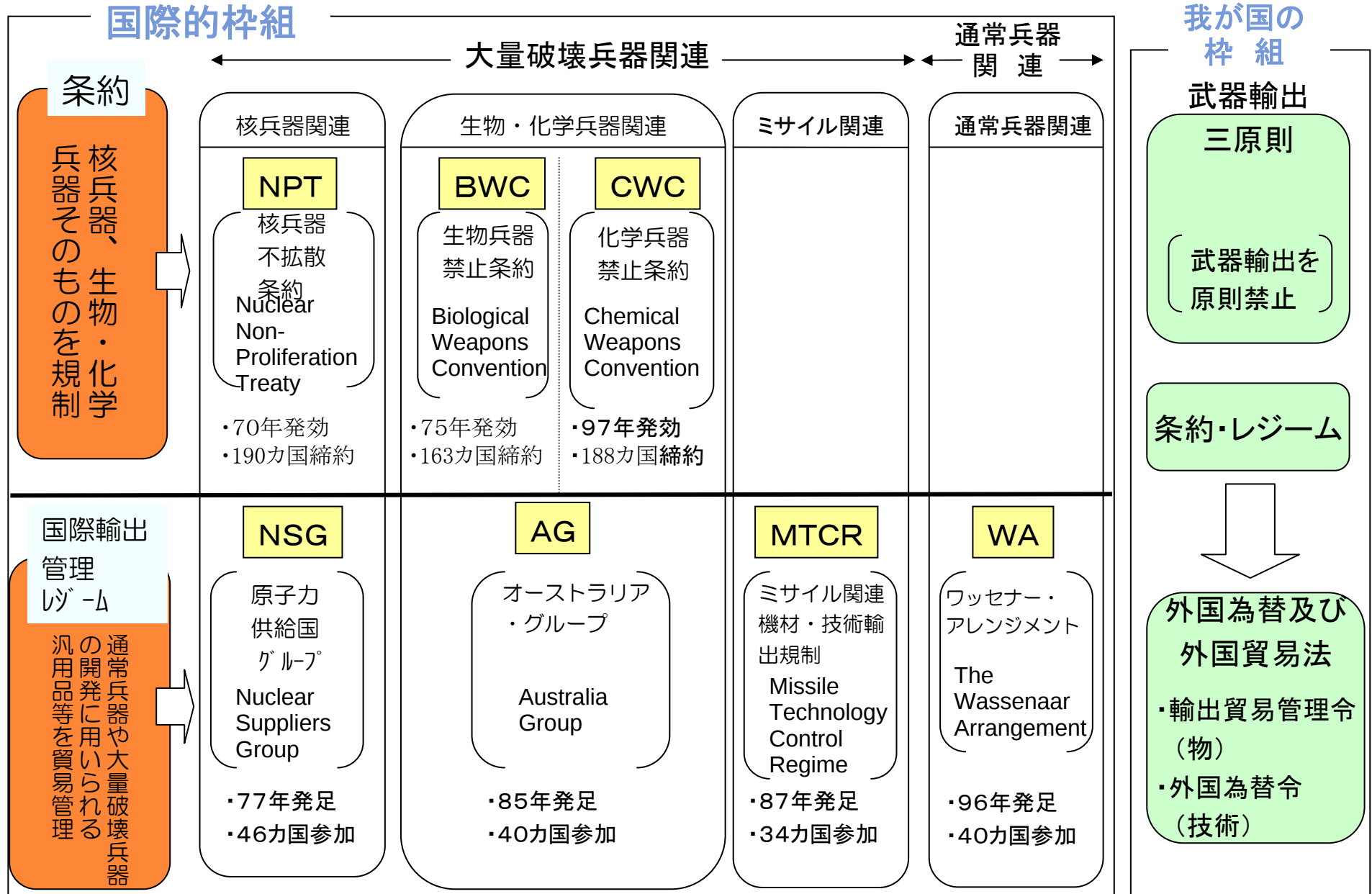
2009 ミサイル発射・核実験

インド・パキスタン

1998 両国が核実験

2003 両国がミサイル発射実験

国際輸出管理レジームの概要



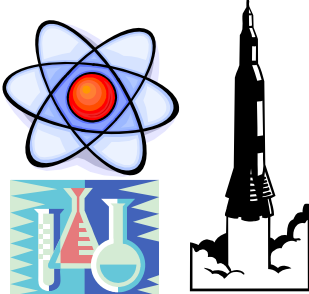
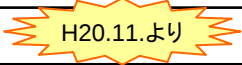
(10年8月現在)

4. 我が国の安全保障貿易管理制度

安全保障貿易管理制度の仕組み

法 律		政 令				
外国為替及び外国貿易法 (外為法)	第48条 貨物 (物)	輸出貿易管理令 (輸出令)	リスト規制 1～15項	大量破壊兵器 キャッチオール規制 (平成14年4月導入) 別 表 第 1 16項	通常兵器補完的 輸出規制 (平成20年11月導入) 16項	
	第25条 役務 (技術)	外国為替令 (外為令)	 1～15項	 別 表 16項	 16項	
	物 : 機械、部品、原材料など 技術 : 物の設計、製造、使用に関する技術 (ソフトウェアも含む)		る 規 制 対 象 に な	・ 武器 ・ 兵器の開発等に 用いられるおそれ の高いもの	リスト規制以外で、大 量破壊兵器の開発等 に用いられるおそれ のあるもの	通常兵器の開発製造 又は使用に用いられ るおそれのあるもの
	ホワイト国 : 米、加、EU諸国等の輸出 管理を厳格に実施している26カ国 国連武器禁輸国 : 国連の安全保障理事会 の決議により武器の輸出が禁止されてい るイラク、北朝鮮、アフガニスタン等 11カ国		域 規 制 対 象 地	全地域向けが対象	ホワイト国を除く 全地域向けが対象	国連武器禁輸国向けが 対象 ※特定の品目について はホワイト国を除く全 地域向けが対象

我が国制度と国際輸出管理レジーム・規制品目の関係

項		国際輸出管理レジーム	規制品目
1	武器	WA(ワッセナー・アレンジメント)	
2	汎用品	大量破壊兵器関連 	NSG(原子力供給国会合)
3		AG(オーストラリアグループ)	NSGパート1 NSGパート2
3の2			原子力専用品 原子力用途以外にも使用できる汎用品
4			化学兵器の原料となる物質及び製造装置 生物兵器の原料となる微生物、毒素及び製造装置
5		MTCR(ミサイル関連貨物技術輸出規制)	ミサイル・ロケット及び製造装置
6		通常兵器関連	WA(ワッセナー・アレンジメント)
7			カテゴリー1 先端材料
8			カテゴリー2 材料加工
9			カテゴリー3 エレクトロニクス
10			カテゴリー4 コンピュータ
11			カテゴリー5 通信機器
12			カテゴリー6 センサー／レーザー
13			カテゴリー7 航法装置
14			カテゴリー8 海洋関連装置
15	その他		カテゴリー9 推進装置
16	汎用品		軍需品リスト (1項に該当するものを除く)
			機微な品目
			通常兵器補完的輸出規制 
		大量破壊兵器関連	大量破壊兵器キャッチオール規制

輸出と技術提供との違い

—日本—



船積み

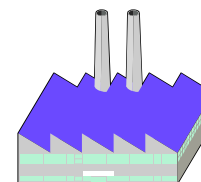


物の輸出

注意

ハンドキャリーで
の持ち出しも輸出

—外国—



工場の設備



販売

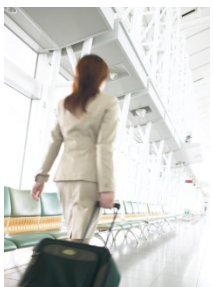
研修員受入れ(非居住者)



技術指導等

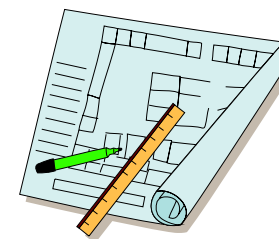


メール送信



技術の提供

(技術データの提供、
技術支援等による。)



設計図
データ



技術指導

注意

技術取引は日本国内においても発生する可能性あり！

外国為替及び外国貿易法の一部改正について

グローバル化や情報化の進展、不正輸出事案の増加など、安全保障貿易管理をめぐる情勢の変化を受け、技術取引規制の見直しと、罰則強化等の措置を講ずる所要の改正を行う。

公布：平成21年4月30日

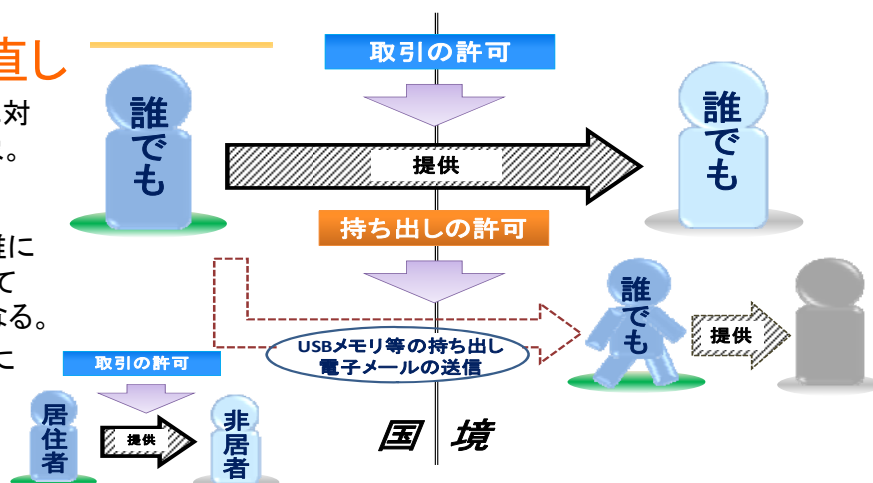
施行：平成21年11月1日（一部を除く）

技術取引規制の見直し

改正前は、居住者から非居住者に対して技術提供を行う場合が規制対象。

改正後は、これに加えて、誰から誰に対する提供であっても、外国に向けて技術を提供する場合は規制対象となる。

また、技術を提供するために国外に技術を持ち出すこと自体が新たに規制対象となる。



Point!

技術を国外で提供するために持ち出す者は、技術を国外に持ち出す前に、いずれかの許可を受けなければならない。

Point!

国内にいる非居住者が、外国に向けて技術を提供する場合は、許可を受けなければならない。

輸出者等遵守基準

※平成22年4月1日施行

安全保障上機微な貨物や技術の輸出等を業として行う者等は、経済産業大臣が定める輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならない。

【遵守基準で定める内容】

- ① 輸出管理の責任者を明確にすること。
- ② 関係法令の遵守を指導すること。
- ③ リスト規制品を業として輸出等する者は、その他適切な輸出管理を実施すること。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象となる）。

仲介貿易規制の見直し

仲介貿易取引の規制対象範囲を、貨物の売買に関するものから、貨物の売買、貸借又は贈与に関するものに拡大。

その他の改正・罰則強化等

■ 無許可輸出・取引に係る罰則水準の引上げ

現行の「5年以下の懲役
200万円以下の罰金」から、最大「10年以下の懲役
1000万円以下の罰金」に。

■ 不正な手段による許可等取得に対する罰則の新設

■ 法人と自然人の時効を調整する規定の導入

居住者及び非居住者の判定

居住者

日本人の場合

- ①我が国に居住する者
- ②日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合

- ①我が国にある事務所に勤務する者
- ②我が国に入国後6月以上経過している者

法人等の場合

- ①我が国にある日本法人等
- ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
- ③日本の在外公館

非居住者

日本人の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③出国後外国に2年以上滞在している者
- ④上記①～③迄に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

外国人の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府または国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官または領事官及びこれらの随員または使用人（ただし、外国において任命または雇用された者に限る）

法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

5. 違反に対する罰則と違反原因

違法輸出等に対する罰則

規制対象となる物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合があります。

刑事罰

- ・ 10年以下の懲役
 - ・ 1000万円以下の罰金
- (対象の物・技術の価格の5倍が1000万円超の場合は、当該価格の5倍以下の罰金)

行政制裁

- ・ 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

経済産業省からの
違反者に対する警告

公表

- ・ 組織イメージの悪化
- ・ 社会的制裁 等



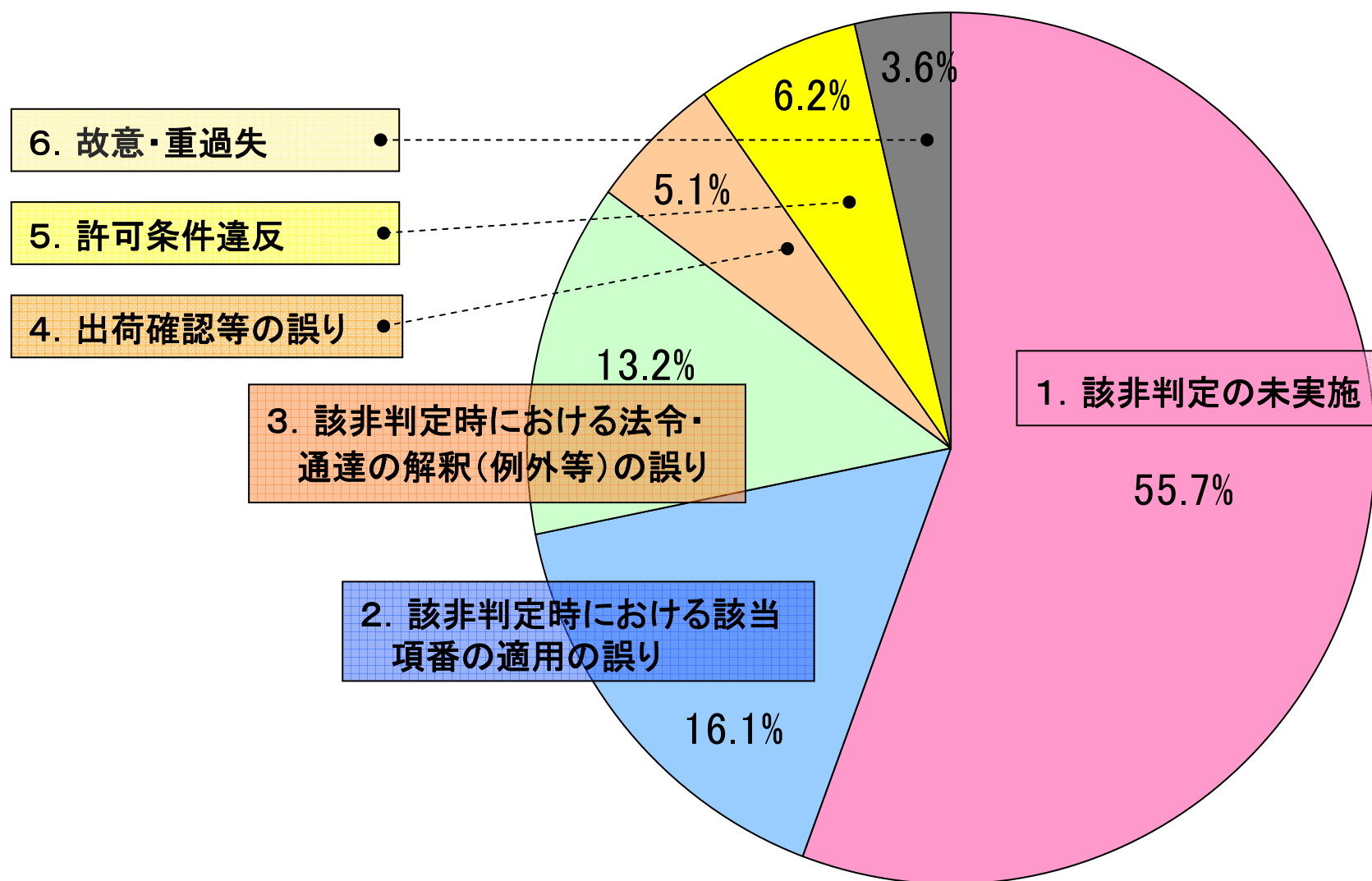
※実際に懸念用途に用いられた場合、企業のみならず日本に対するダメージは、計り知れません。

大学や研究機関での違反事例

違反の原因		違反事例
輸出許可証 確認のミス	研究機関A： 輸出許可証の期限 切れ	海外機関と共同で航空機に関する技術の研究を行っていたところ、当該技術が外為法規制の対象技術であったため、当初は適切に輸出許可を取得していた。しかし、企業体の合併があり、輸出管理の機能が一時的に落ちたことから、当該取引の管理が充分に行われず、輸出許可の期限切れに気付かず技術の提供を続けてしまった。
	大学B： 輸出許可条件の不 履行	海外での研究活動のため、赤外線カメラの輸出許可申請を行い、「積み戻し後、報告」の条件付きで許可されていたが、提出期限を過ぎても報告を怠り、許可条件違反となった。
法令の理解 不足	大学C： 輸出許可証とA T Aカルネとの混同	輸出手続きの経験がなく、A T Aカルネを使用すれば輸出に際して税関での輸出手続きだけでよいと誤解し、学術研究のため、外為法規制対象品であるフレーミングカメラを無許可で輸出してしまった。
	大学D： 外為法の認識不足	海外の大学との地質調査に関する共同研究にサーモトレーサー（該当品）が必要であったため、メーカーから購入。 しかし、共同研究が頓挫したため、海外の別の大学に話を持ちかけ、契約を締結。当該機材を貸し出すため、手荷物として無許可で持ち出してしまった。
法令適用の 判断ミス	大学E： 少額特例の利用に 当たってのミス	海外での研究のため、フレーミングカメラを輸出しようとしたが、持ち帰る貨物であったため、輸出申告額を10万円と記入し、少額特例を適用させて輸出したところ、実際の貨物購入価格は800万円であったため特例には当たらず、無許可輸出となってしまった。

A. T. Aカルネ： 一時輸入を意味する Admission Temporaire(仏) と Temporary Admission (米) の頭文字の組合せ。
カルネ (CARNET:仏) は手帳を意味する。

最近の違反原因分析(2005～2008年)



注) 該非判定：輸出しようとする物又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否かを判定すること。

最近の主な違法輸出事例

報道された事案の概要①

株式会社M社が、ミサイルの運搬にも使用できる大型タンクローリー（キャッチオール規制対象貨物）2台を、韓国向けを装って許可を受けずに北朝鮮に向けて輸出した疑いで、平成21年5月、同社社長が逮捕された。

報道された事案の概要②

株式会社H社の社員らが、工作機械の輸出に関し性能を低く偽り、経済産業省の許可を得ず輸出した疑いで、平成21年3月、逮捕された。

報道された事案の概要③

有限会社T社が、核兵器などの製造にも使用できる磁気測定装置（キャッチオール規制対象貨物）を東南アジアを経由して不正に北朝鮮に輸出しようとした疑いで、平成21年2月、警察の捜査を受けた。

報道された事案の概要④

株式会社S社が、長年にわたり工作機械のデータを改ざん・偽造して輸出していたことに関し、平成20年10月、厳正な輸出管理と再発防止対策を求める旨の警告を経済産業省から受けた。

報道された事案の概要⑤

株式会社N社が、平成15年夏頃、台湾向けに輸出した真空ポンプが北朝鮮に再輸出され、北朝鮮の核関連施設で使用されたことに関し、平成20年8月、厳正な輸出管理と再発防止対策を求める旨の警告を経済産業省から受けた。

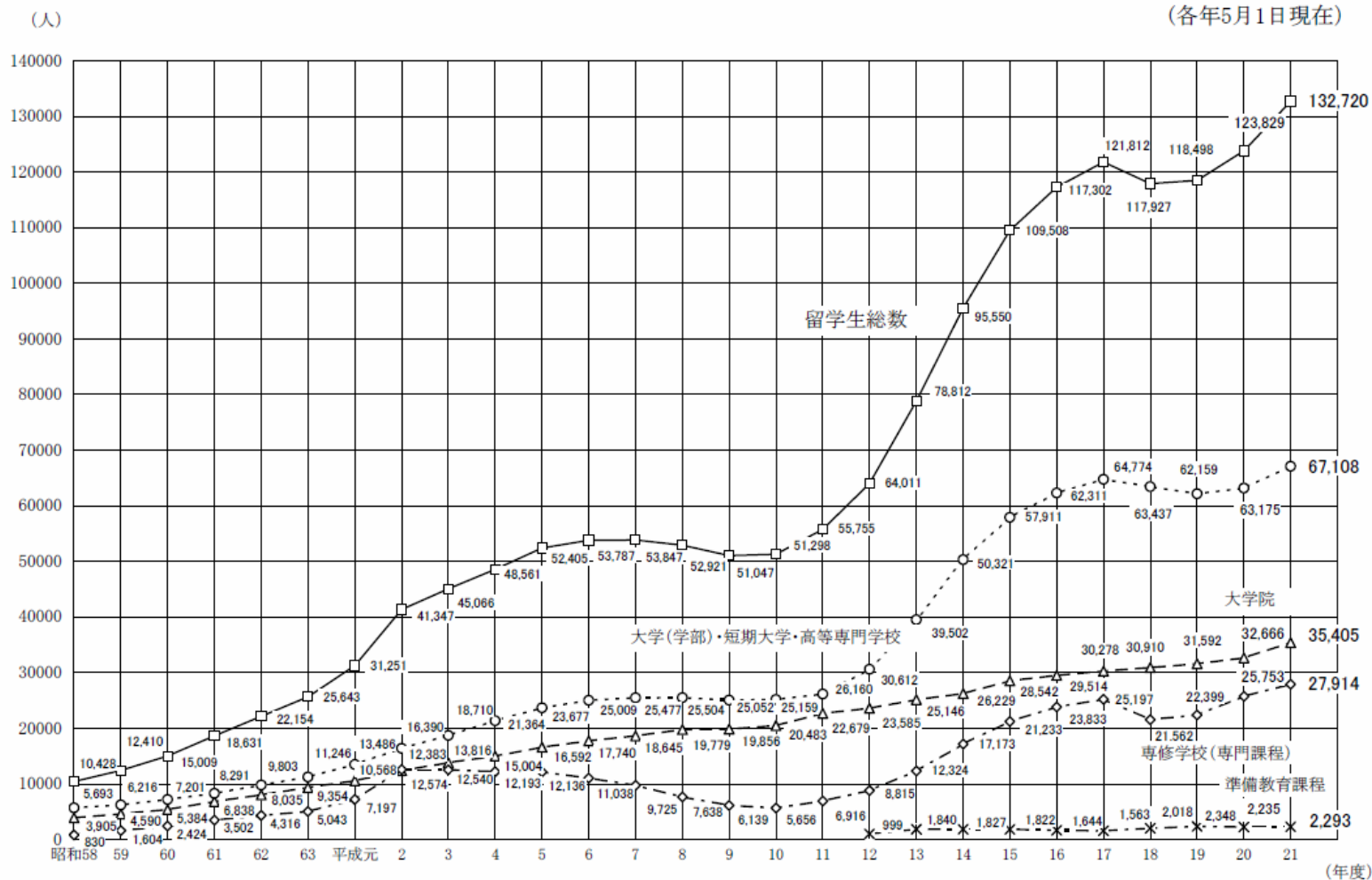
6. 大学と安全保障貿易管理

大学における国際交流の進展

- ・留学生数の増加 : 約5.6万人(平成10年度) → 約13.3万人(平成21年度) 2.4倍
- ・留学生30万人計画 : 2020年(平成32年)までに30万人の受入れを目指す
(H20.7 文科省等)

大学院・大学(学部)・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)・準備教育課程における留学生数の推移

(各年5月1日現在)



出所: (独)日本学生支援機構 平成21年度外国人留学生在籍状況調査

将来の可能性を秘めた技術①

出典：宇宙開発戦略委員会「防衛省技術研究本部」平成25年4月

項目		概要	適用可能なコア装備	期待効果	すう勢・動向
1	電力貯蔵技術	電気エネルギーを他の形(化学エネルギー、磁気エネルギー)に変換して貯蔵する技術	ロボット・無人機 個人装備 プラットフォーム	高密度化すればシステムの 軽量・小型化、 長期運用	電力貯蔵用電池は5～10年。 SMES(超伝導電力貯蔵装置)はさらに長期間
2	力増幅技術	人間が行う重作業の軽減を目的とする、外骨格システムとして人間と一体化して機能するパワードスーツ	個人装備	個人の負担軽減、行動範囲・期間増加	負荷の増強、歩行／走行速度の増大等の課題 実用化には5～10年
3	パワーMEMS技術	小型で非常に大きな出力(電源、動力源)を生み出すMEMS技術	ロボット・無人機 個人装備 プラットフォーム 精密攻撃武器	装備の小型化、軽量化、高機能化	・部分実証段階 ・実用にやや期間要
4	テラヘルツ波応用技術	テラヘルツ波の特性を利用し、検知、計測、イメージングなどに応用する技術	NBC対処装備	生物・化学剤探知 爆発物探知	小型軽量化、耐環境性が課題
5	ナノコンポジット構造材料技術	1～100ナノメートル次元で粒子化したもの(カーボンナノチューブ(CNT))を、別の素材に練り込んで組成される複合材料技術。高強度と高弾性を持つ。	プラットフォーム(航空機) 精密攻撃武器	機体等の軽量化による性能向上	CNTを混合した材料は一部で利用 CNT本来の特性を生かした材料としては長期間を要する
6	超伝導電磁推進技術	超伝導磁場と海水中の電流による相互作用により、高速で静粛な電気推進艦を実現する技術	プラットフォーム(艦艇)	艦艇の高速化、静粛化	部分実証段階 移行にやや期間要

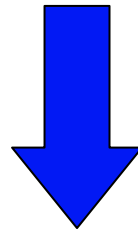
将来の可能性を秘めた技術②

項目		概要	適用可能なコア装備	期待効果	すう勢・動向
7	電子透かし技術	静止画、動画、音響等のデジタルコンテンツに対して、コンテンツとは別の情報を、人間に知覚できないように埋め込む技術	指揮統制・通信装備	共有情報の信頼性の確保	人間が知覚できない段階までには長期を要する
8	バイオセンサ技術	生体反応を利用して、センシングを行う技術	NBC対処装備	装備等の小型化、軽量化	・部分実証段階 ・実用には期間要
9	機能性複合粒子技術	ナノレベルで金属、セラミックス、プラスチック等の複合粒子同士を任意の形状に結合、成型する技術	プラットフォーム（航空機、車両） 精密攻撃武器	強度増による軽量化、耐熱性向上	・部分実証段階 ・移行にやや期間要
10	フォトニック結晶技術	屈折率が異なる二種類の材料をナノメートルサイズの間隔で並べた結晶を用いて、光を自在に制御する技術	情報収集・探知装備 指揮統制・通信装備	通信能力の向上、小型化	・部分実証段階 ・実用化に5～10年
11	先進的水中映像ソナー技術	夜間や濁水中でも鮮明な映像が得られる音響による水中ソナー技術	情報収集・探知装備（ソナー）	水中目標の識別性能向上	・部分実証段階 ・移行にやや期間要
12	量子暗号技術	量子状態の特性によって、通信路上の盗聴者を検出できることを利用した暗号鍵伝送技術	ネットワーク技術	絶対的なセキュリティの確保	・部分実証段階 ・移行にやや期間要
13	カーボンナノチューブ	カーボンナノチューブを電子デバイスとして利用する技術	（各種電子機器等）	装備の超小型軽量化、高機能化	・部分実証段階 ・移行にやや期間要

7. 自主管理体制の整備

どこに機微な技術があるか？

技術の保有者やその所属する組織が、保有している機微技術の所在を把握することが、技術管理の第一歩。



研究情報等が研究者本人又は研究室にあると答えた大学

約7割

(2007年 経済産業省調べ)

法令遵守のための内部規程(CP)の整備の推進

- ・ 安全保障貿易管理の適切な実施のためには、関係法令の遵守を始め**組織における管理**が重要。
- ・ 管理を行うに当たっては、輸出管理内部規程（C P）を整備し、これに基づいた輸出管理を行うことにより、輸出等の手続きにおいて発生が想定される様々なリスクを軽減することが可能。

【組織体制と具体的活動の例】

- 輸出管理担当部門を決め、同部内を中心とした輸出管理（審査）体制を構築する。
- 該非判定（リスト規制品・技術に該当するか否か）、取引審査（用途・需要者の確認等）などについては、複数の者によるダブルチェック等の体制で実施する。
- 出荷部門では、組織内での取引審査が終了していることの確認及び出荷管理票と現物の同一性を確認を行う。 など

輸出者等遵守基準

業として輸出等を行う者は、輸出者等遵守基準に従って、適切な輸出等を行うことが求められます。
安全保障上機微な特定重要貨物(リスト規制品)等を扱う輸出等者にあつては、Ⅰ及びⅡの基準を遵守する必要があります。なお、非リスト規制品のみを扱う輸出等者にあつては、Ⅰの基準のみを遵守する必要があります。

Ⅱ リスト規制品輸出等の遵守基準

Ⅰ 輸出者等の遵守基準

Ⅰ 輸出等を行うにあたって遵守する基準

- ① 輸出等を行う貨物等がリスト規制品に該当するか否かを確認する責任者を定めること。
- ② 輸出等の業務に従事する者に対し、最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を行うこと。

Ⅱ リスト規制品の輸出等を行うにあたって遵守する基準

- ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とする。
- ② 組織内の輸出管理体制(業務分担・責任関係)を定めること。
- ③ 該非確認に係る手続を定めること。
- ④ リスト規制品の輸出等にあたり用途確認、需要者確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。
- ⑤ 出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者、従事者に研修を行うよう努めること。
- ⑧ 関係文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑨ 法令違反等があった際は、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

※ 許可例外の輸出等のみを行う者は、⑨のみの適用となる。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる(命令に違反した場合のみ罰則の対象となる)。

8. 安全保障貿易管理ガイドライン

(特定非営利活動法人産学連携学会)

産学連携学会 安全保障貿易管理ガイドライン

特定非営利活動法人産学連携学会が平成21年8月17日に公表した安全保障貿易管理に関する二つのガイドラインは、機微技術ガイダンスの内容を踏まえつつ、大学における自主管理体制整備の促進と研究者の管理意識の向上に資することを目的とするものであり、当省としても、外為法に関する資料の提供等、策定段階から積極的に協力してきたものです。今後、文部科学省とも連携し、外為法関係法令の周知や当該ガイドラインの普及啓発に努め、大学における自主管理体制の構築等を促していくこととしています。

○ 2つのガイドラインは、学内の体制構築等を進める管理者に対するものと、研究活動を行う研究者に対するものとで整理されています。

安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン（管理者用）

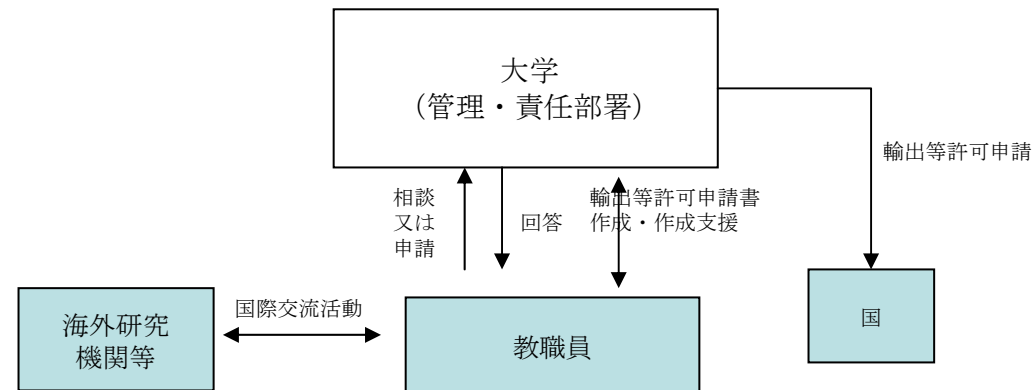
- ・輸出管理体制を構築する際の手順を、準備段階から体制の運用・改善の段階まで、「段階的発展モデル」として説明。
- ・学内の輸出管理に係る業務や必要な部署等を整理。大規模、中小規模大学とに分けて構築可能な管理体制モデルを提示。
- ・大学の実情に適した責任体制や管理運用の流れ、学内外の連携先等を提示。
- ・教員等への継続的啓発活動、担当職員の育成等のためのノウハウや工夫を例示。
- ・輸出管理体制の整備を進める大学等を紹介。

研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン（現場の研究者等用）

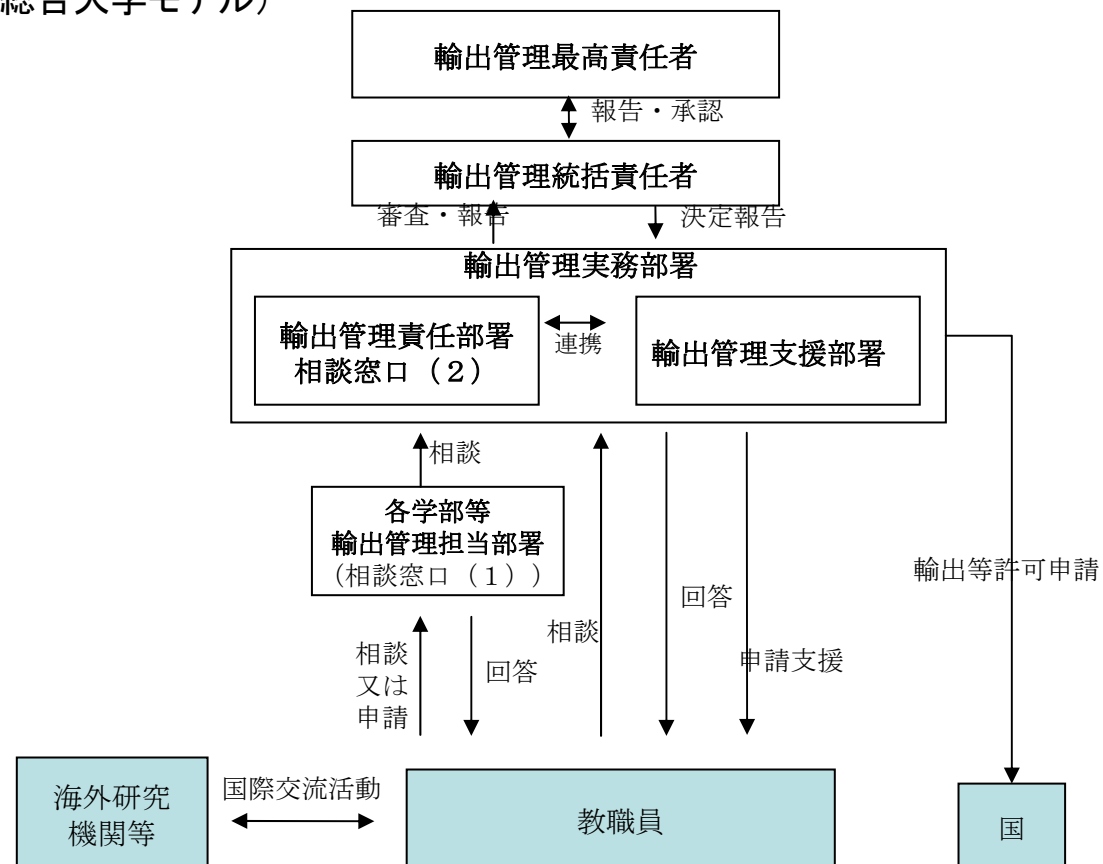
- ・リスト規制やキャッチオール規制等について、大学で実際に研究されている研究テーマを取り上げながら、兵器等への転用の可能性、該非判定の例、想定される海外とのやりとり等を例示しながら分かり易く説明。
- ・教員等の所属する大学の輸出管理体制の整備状況に応じた具体的確認手順等を説明。
- ・申請窓口等の紹介。

ガイドライン入手先（産学連携学会HP）：<http://j-sip.org/info/anzenhosho.html>

○管理体制モデル



○管理体制モデル(大規模総合大学モデル)



9. 安全保障貿易に係る機微技術 管理ガイダンスの概要 (大学・研究機関用)

機微技術管理ガイダンスの目的

大学は 外国からの留学生・研究員等多くの人的交流もあり、様々な先端技術が不用意に提供されないような管理が必要。(知らずに、法令違反を行ってしまうようなことの防止。)

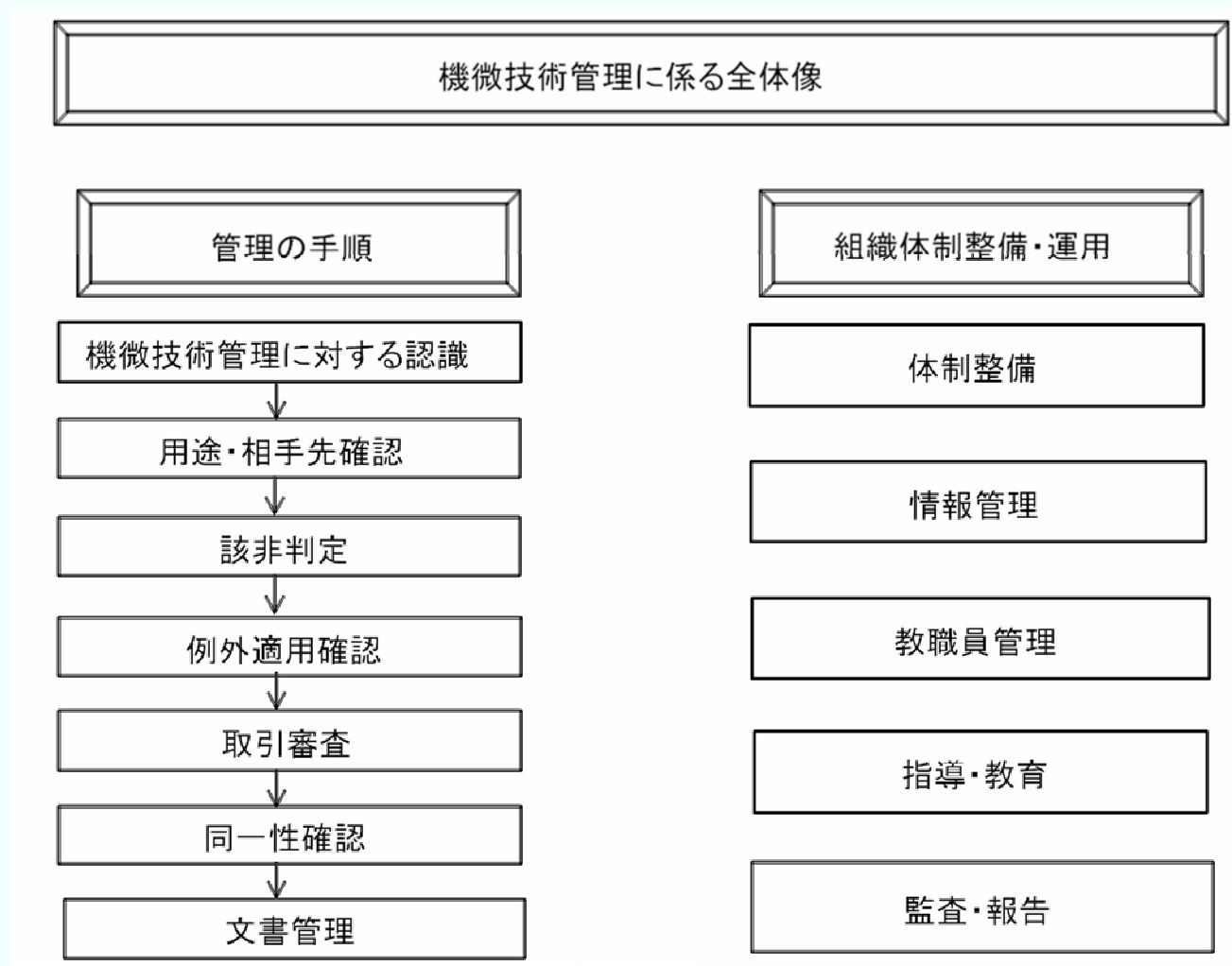


特に安全保障に係る機微な技術の管理に必要な方法を解説したもの。(2008年1月公表)



平成22年3月、輸出者等遵守基準にも適応した自主管理体制の構築・運用及び現場における対応に際し、法令に即した対応を行う上で重要な情報を体系的に整理して改訂。パブリックコメント等を踏まえ、外為法に基づく技術提供管理について、大学・研究機関が法令遵守上実施すべき事項を取りまとめた。

機微技術管理ガイドンス(2010改訂版)の概要(大学・研究機関用)①



機微技術管理ガイダンス(2010改訂版)の概要(大学・研究機関用)②

法令に基づく事項又は法令遵守のため確実に取り組むべき事項

遵守基準も本項に分類しています。遵守基準の対象者は、外為法上規制対象となっている技術提供又は輸出を「業として行う者」であり、企業のみならず、技術提供を行っている大学・研究機関や個人も対象となります。

何らかの研究テーマに沿って技術提供を行う場合や、外国の研究機関に対して繰り返し技術提供を行う場合など、技術提供を反復継続的に行う場合は遵守基準の対象となります。



必須

法令遵守のため高い効果が期待できる事項

取り組まなかった場合に法令違反に問われるわけではありませんが、違反の未然防止に向けた自主的取組の一つとして、有益であると思われる方策を取り上げています。



推奨

10. 問い合わせ窓口等の紹介

安全保障貿易管理ホームページ

経済産業省の安全保障貿易管理ホームページでは、安全保障貿易管理制度の概要、輸出許可申請の手順、リスト規制に係る該非判定の流れ等を紹介。

アドレス http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/index.html

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/index.html

経済産業省 Export Control

TOPICS

最新の制度改正

外為令・輸出令の一部改正
(2010.3.25 更新)

輸出管理社内規程の届出様式等についての一部を改正する通達
(2010.2.24 更新)

意見募集中の案件

輸出貿易管理令の一部改正に対する意見募集について(外部サイト: e-Gov)
(意見募集期間: 4.29-5.28)
(2010.4.29 更新)

包括許可取に対する意見募集について(外部サイト: e-Gov)
(意見募集期間: 5.16)
(2010.4.17 更新)

説明会開催状況

適格説明会

輸出者等遵守基準説明会

大学向けブロック説明会

その他

機微技術管理ガイダンス

各種説明会等

安全保障貿易管理の概要

申請手続き

企業等の自主管理の促進

関係法令

マトリクス表

外国ユーザーリスト

申請書類等

説明会

関係法令

Q&A

リンク集

ENGLISH PAGE

＜申請窓口＞
経済産業省
安全保障貿易審査課
(本館14F東1)

電話番号: 03-3501-2801

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

■ 窓口の受付時間 ■

午前 10:00～11:45
午後 13:30～15:30
※許可証の受領については、17:00まで

Google 検索

○ www を検索

◎ サイト内を検索

新着情報

平成22年5月12日

その他

Q & A 貨物関連! 昇、ポンプ関連(別表第1の3の項(2)、3の2の項(2)等)<該当・非該当関係>に、「ケーシング」についての質問・回答を追加しました。

平成22年5月6日

その他

METI Journal 経済産業ジャーナル 平成22年5・6月号(p.22-p.23)に「その輸出! その技術! ちょっと待った!」が掲載されました。

平成22年4月23日

説明会

安全保障貿易管理説明会・輸出者等遵守基準説明会

平成22年4月21日

その他

Q & A・用語集の「6. コンピュータ・エレクトロニクス・通信関連(別表第1の7の項、8の項、9の項等)」に、「カメラと光検出器」についての質問・回答を追加しました。

平成22年4月17日

意見募集

トピックスの欄中以下の項目を更新いたしました。
包括許可取扱要領等の一部改正に対する意見募集について
(外部サイト: e-Gov)

これまでの新着情報はこちら

連絡先

安全保障貿易管理課 法令解釈についてのお問い合わせ、HPへのご意見 TEL:03-3501-2800

安全保障貿易審査課 申請手続、キャッチオール事前相談についてのお問い合わせ TEL:03-3501-2801

許可申請・各種問い合わせ窓口

1. 輸出許可申請先は、安全保障貿易管理ホームページの「輸出許可申請手続」の「④該当項番・仕向地別の添付書類・窓口」から御覧になれます。ここに記載のある申請窓口に、様式・添付資料を準備した上で申請願います。

注意 貨物及び仕向地により申請窓口が異なりますので、御確認ください。

2. お問い合わせ等は、以下の内容に応じて御連絡願います。

- (1) 輸出管理についての一般的なお問い合わせは、

安全保障貿易 案内窓口まで TEL:03-3501-3679

- (2) 申請手続き、該非判定の相談、キャッチオール事前相談、通常兵器補完的輸出規制についてのお問い合わせは、

安全保障貿易審査課まで TEL:03-3501-2801

注意

- リスト規制に関しては、該当する規制リスト項目、輸出貨物(技術)の技術的仕様を、
- キャッチオール規制に関しては、仕向地、HS分類コード、用途チェックリスト、顧客チェックリストを、それぞれ、お手元に御用意いただいた上、御連絡ください。

- (3) 輸出管理内部規程(CP)についての御相談／不正輸出の御連絡は、

安全保障貿易検査官室まで TEL:03-3501-2841

- (4) 法令の解釈のお問い合わせ／ホームページへの御意見は、

安全保障貿易管理課まで TEL:03-3501-2800

参考

1. リスト規制

リスト規制とは

輸出しようとする物が輸出令・別表第1の1～15項に該当する場合又は提供しようとする技術が外為令・別表の1～15項に該当する場合には、経済産業大臣への許可が必要となる制度。

- ・ 国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを規制
- ・ 品名・仕様をリスト化しており、その仕様（スペック）に該当するものは、**必ず**輸出等の許可が必要
(※)仕様(スペック)は“貨物等省令”に規定
注) 用途、需要者にかかわらず、たとえ海外の自社工場や日系企業への輸出でも許可が必要です。
- ・ 全地域向けが対象

(注)貨物等省令： リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令
(＝輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

輸出令別表第1規制対象貨物(概要その1)

2010.4.1

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロ스코プ等
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(18)	アビオニクス装置等
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ベリリウム	3 化学兵器		(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤 と同等の毒性の物質・原料	(22)	ロケット搭載用電子計算機
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	3の2 生物兵器		(24)	振動試験装置等、風洞・燃焼試験装置他
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ	(1)	軍用細菌製剤の原料	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	4 ミサイル		(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(1)	ロケット・製造装置等	5 先端材料	
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化 用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	(1の2)	無人航空機(UAV)	(1)	ふっ素化合物製品
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(2)	ビニリデンフルオリド圧電重合体他
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(3)	推進装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式鈞合試験機	(4)	しごきスピニング加工機等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(30)	フィラメントワインディング装置等	(5)	サーボ弁・推進薬制御装置用 ポンプ・軸受	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(31)	レーザー発振器	(6)	推進薬・原料	(6)	金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(32)	質量分析計・イオン源	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(33)	圧力計・ベローズ弁	(8)	粉粒体用混合機等	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(9)	作動油
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35)	真空ポンプ	(10)	複合材料製造装置等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(11)	ノズル	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(38)	衝撃試験機	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(13)	チタンのホウ化物・セラミック半製品他
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	ストリーカマ・フレーミングカメラ等	(14)	複合材用の炉・制御装置	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(15)	ロケット・UAV用構造材料	(15)	ポリジメチルシラン・ポリシラン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物			(16)	ビスマレイド・芳香族ポリアミド・イミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	光電子増倍管			(17)	ビニリデンフルオリド共重合体他
		(43)	中性子発生装置			(18)	フッポリマー・フッフォーム・成型品等
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(19)	ほう素・炭化ほう素・硝酸ゲアニジ他

輸出令別表第1規制対象貨物(概要その2)

2010.4.1

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
6 材料加工		(17)	マスク・レチクル等	(4)	高速度撮影可能なカメラ等	13 推進装置	
(1)	軸受等	(18)	半導体基板	(5)	反射鏡	(1)	ガスタービンエンジン等
(2)	数値制御工作機械等	(19)	レジスト	(6)	宇宙用光学部品等	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(3)	歯車製造用工作機械等	(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物、 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化物	(7の2)	非球面光学素子	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定 装置・検査装置等
(6)	測定装置等	8 電子計算機		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配 計・校正装置他	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	電子計算機等	(10)	重力計・重力勾配計	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	9 通信		(11)	レーダー等	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞りスピニング加工機・しごきスピニング 加工機	(1)	伝送通信装置等	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(2)	電子交換装置	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	<削除>
(1)	集積回路	(3)	光ファイバー通信ケーブル等	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(4)	<削除>	11 航法装置		(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5)	フェーズドアレイアンテナ	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の2)	監視用方向探知器等	(2)	ジャイロスコープ等	(8)	電気制動シャッター
(5)	超電導電磁石	(5の3)	通信妨害装置等	(3)	慣性航行装置等	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測 する位置探知装置	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム 電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の4)までの設計・ 製造装置等	(4の2)	水中ソナー航法装置等	(11) 爆発物探知装置【追加】	
(8)	エンコーダ	(7)	暗号装置等	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置 他	15 機微品目	
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	12 海洋関連		(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3) 電力制御用半導体素子【追加】		(9)	非暗号型情報通信システム【追加】	(1)	船舶(潜水艇、水中翼船他)	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(9)	デジタルビデオ磁気テープ記録装置他	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(10)	波形記憶装置	(11)	(7)(8)(10)の設計・製造・測定装置他	(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(10の2)	デジタル計測用記録装置	10 センサー等		(4)	水中カメラ等	(5)	水中探知装置等
(11)	周波数センサー	(1)	水中探知装置等	(5)	水中ロボット	(6)	宇宙用光検出器
(12)	信号発生器	(1の2) 妨害用水中音響装置【追加】		(6)	密閉動力装置	(7)	目標自動識別機能レーダー等
(13)	周波数分析器	(2)	光検出器・冷却器等	(7)	回流水槽	(8)	潜水艇
(14)	ネットワークアナライザー	(3)	センサー用の光ファイバー	(8)	浮力材	(9)	船舶用防音装置
(15)	原子周波数標準器			(9)	閉鎖・半閉鎖回路式の自給式潜水用 具	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合 サイクルエンジン等
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置						
(16)	半導体製造装置等						

該非判定の進め方①

(貨物の場合)

① 対象となる項番（輸出令別表1）の絞り込み

② 対象項番に対応する「省令」の条項を確認（hp掲載のマトリクス表を参照）

③ 省令に記載の貨物仕様と、実際の貨物スペックとを比較し、該非判断。

＜該非判定作業の参考資料(例)＞

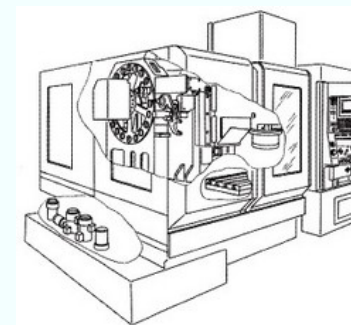
－ マトリクス表(貨物)

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/matrix1.htm>

－ 羅針盤(貨物)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/gaihi/tsuri/gaihi_1.htm

項番	輸出令掲載の品目名
2 原子力	
(1)	核燃料物質又は核原料物質
(2)	原子炉若しくはその部分品若しくは～
～	～
(12)	1 数値制御を行うことのできる工作機械 2 測定装置(工作機械であつて、～)



輸出令第2項		貨物等省令第1条	
項番	項目	項番	項目
			輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

輸出令第2項 (12)	核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの 1 数値制御を行うことのできる工作機械 2 測定装置(工作機械であつて測定装置として使用することができるものを含む。)	貨物等省令第1条第十四号	工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの(ホに該当するものを除く。) イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの((三)に該当するものを除く。) (一) 国際標準化機構が定めた規格(以下「国際規格」という。)ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの (三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該当するもの 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの 2 チャックを取り付けることができないもの ロ フライス削り又は中ぐりをすることができる工作機械であつて、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの((四)に該当するものを除く。) (一) 国際規格ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 輪郭制御をすることができる回転軸の数が二以上のもの

該非判定の際の注意点

○品目によっては、複数の項番にまたがって記載されているものがあります。

・例えば炭素繊維は遠心分離器の材料、ミサイル材料、さらに通常兵器の材料としても規制されています。

(2項17、4項15、5項18、13項3、等)

○また、輸出令別表の各品目に掲載されていない場合でも、貨物省令に記載されている場合があります。

【炭素繊維に関する項番、省令の一例】

輸出令第2項 -17	ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であつて、次に掲げるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。) 1 アルミニウム合金 2 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品 3 マルエージング鋼 4 チタン合金	貨物等省令 第1条 二十二号 イ アルミニウム合金(鍛造したものを含む。)であつて、引張強さが20度の温度において460メガパスカル以上となるもののうち、外径が75ミリメートルを超える棒又は円筒形のもの ロ 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品であつて、次のいずれかに該当するもの (一) 炭素繊維又はアラミド繊維であつて、次のいずれかに該当するもの 1 比弾性率が12,700,000メートル以上のもの 2 比強度が235,000メートル以上のもの (二) ガラス繊維であつて、次の1及び2に該当するもの 1 比弾性率が3,180,000メートル以上のもの 2 比強度が76,200メートル以上のもの (三) (一)又は(二)に該当する炭素繊維又はガラス繊維に熱硬化性樹脂を含浸したプリプレグであつて、次のいずれかに該当するもの
輸出令第4項 -15	ロケット又は無人航空機に使用することができる構造材料であつて、次に掲げるもの 1 複合材料又はその成型品 2 人造黒鉛 3 タングステン、モリブデン又はこれらの合金を主たる構成物質とする粉 4 マルエージング鋼 5 チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼	貨物等省令 第3条 十六号 イ (省略) ロ ロケット用に設計した炭素及び炭素繊維を用いた複合材料又はその成型品(500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。) ハ～チ (省略)

○また、俗にGPSと呼ばれる貨物でも、その通りの名称が記載されている訳ではないので注意が必要です。

【衛星航法システム(GPS)に関する省令の一例】

輸出令第4項 -18	アビオニクス装置又はその部分品	貨物等省令 第3条 十九号 イ ～ロ (省略) ハ 衛星航法システムからの電波を受信する装置であつて、次の(一)若しくは(二)に該当するもの又はそのために特に設計した部分品 (一) ～(二) (省略)
--------------------------	-----------------	--

外部購入品の判定

学外から調達した製品や部品等を輸出する場合で、学内での該非判定が困難な時には、メーカーから該非判定書入手する。

該非判定書(例)

あて先: △△大学 殿

商品名: ××リアクターT6000

該非判定結果: 輸出貿易管理令別表第1の3項(2)

貨物等省令2条2項1号ハ に該当

判定理由: 本商品は、①容量が16立方メートルであり、
②内容物と接触するすべての部分がふっ素樹脂
で被覆されている。

判定日: 平成22年○月○日

判定者: ××ガラス ○○次郎(印)

確実に、調達した
製品の該非判定書
であるか？

判定結果と判定根
拠は明確かつ妥当
か？

最新の法令に基
づき該非判定さ
れているか？

判定者は明確
か？(押印・サイン、
日付等の有無)

注意

- ・ 外為法の責任は、基本的には輸出者が負う。
- ・ 入手した判定書を鵜呑みにしないで、学内でも再確認をする。

判定に疑義がある
場合は、メーカー
に再確認し十分協
議

技術の分類と技術提供の形態

一連の製造過程の前段階のすべての段階

設計

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ of 製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト 等

すべての製造過程

製造

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証 等

設計、製造以外の段階

使用

操作、据付、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理 等

<提供の形態>

技術データ

文書、ディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたプログラム、青写真、図面、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等

技術支援

技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービス等

該非判定の進め方②（技術の場合）

- ① 対象貨物の項番（輸出令別表1）の絞り込み



- ② 「外為令」別表の項番を特定

例）輸出令別表第1 2項貨物の場合、
外為令別表 2項を確認



- ③ 対象項番に対応する「省令」の条項を確認（hp掲載のマトリクス表を参照）



- ④ 省令に記載の技術仕様と、実際の技術スペックとを比較し、該非判断。

項番	外為令掲載の技術名
2 原子力	
(1)	輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの
(2)	数値制御装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

外為令 第2項		貨物等省令第15条	
項番	項目	項番	項目
外為令 第2項 (1)	輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	貨物等省令第15条 第3号	第1条第十四号に該当する貨物を設計し、製造し、若しくは使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

<該非判定作業の参考資料(例)>

ー マトリクス表(技術)

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/ekimu-matrix/ekimu-matrix1.htm>

ー 羅針盤(技術)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/gaihi/ekimu_tsuri/gaihi_1.htm

参考

2. キャッチオール規制等

①大量破壊兵器キャッチオール規制とは

リスト規制品以外のものであっても、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象地域 → ホワイト国(輸出管理を厳格に実施している26カ国)を除く地域

対象となるもの → リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く)

——— 特に注意： 懸念の強い貨物例 40品目

許可が必要となる要件

(1) 輸出者による判断 = 客観要件

①用途要件 (使用目的)

- ・ 輸入先等において、大量破壊兵器の開発等に用いられるかどうか

②需要者要件 (顧客)

- ・ 輸入者・需要者が大量破壊兵器の開発等を行う (行っていた) かどうか
- ・ 外国ユーザーリスト 掲載の企業・組織かどうか

(2) 経済産業省による判断 = インフォーム要件

- ・ 経済産業省から許可を取るよう通知を受けた場合

輸出令別表第3の国(ホワイト国(26カ国))

アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク

大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

核・ミサイルへの転用懸念

核兵器への転用懸念

- ・リン酸トリブチル(TBP)
- ・周波数変換器
- ・質量分析計又はイオン源
- ・電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
- ・大型の真空ポンプ
- ・耐放射線ロボット
- ・放射線測定器
- ・口径75mm以上のアルミニウム管
- ・高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置
- ・大型発電機

- ・炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維
- ・チタン合金
- ・マルエージング綱
- ・しごきスピニング加工機
- ・数値制御工作機械
- ・アイソスタチックプレス
- ・フィラメントワインディング装置
- ・振動試験装置
- ・遠心力釣り合い試験器
- ・耐食性の圧力計・圧力センサー
- ・TIG溶接機、電子ビーム溶接機
- ・人造黒鉛
- ・大型の非破壊検査装置

ミサイルへの転用懸念

- ・微粉末を製造できる粉砕器
- ・ジャイロスコープ
- ・ロータリーエンコーダ
- ・大型トラック
(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)
- ・クレーン車
- ・カールフィッシャー方式の水分測定装置
- ・プリプレグ製造装置
- ・噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)
- ・UAVに搭載するよう設計された噴霧器

生物兵器への転用懸念

- ・密閉式の発酵槽
- ・遠心分離器
- ・凍結乾燥機
- ・噴霧器を搭載するよう設計されたUAV
- ・UAVに搭載するよう設計された噴霧器

化学兵器への転用懸念

- ・耐食性の反応器
- ・耐食性のかくはん機
- ・耐食性の熱交換器又は凝縮器
- ・耐食性の蒸留塔又は吸収塔
- ・耐食性の充てん用の機械

1. これらの物の輸出又は技術の提供を行う際には、輸入先等において大量破壊兵器の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要です。

2. 外国ユーザリスト掲載企業に対し、これらの物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念種別(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用ください。

外国ユーザーリスト(2010年9月改訂)

経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。

このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となります。

各国別の掲載企業・組織数
(2010年9月3日版)

国 名	掲載数
イスラエル	2
イラン	1 4 5
インド	1 9
北朝鮮	1 0 6
シリア	1 1
台湾	2
中国	1 5
パキスタン	2 9
アフガニスタン	2
合 計	3 3 1

外国ユーザーリスト(抜粋)

No	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	イスラエル Israel	Ben-Gurion University (of the Negev)		核 N
2	イスラエル Israel	Nuclear Research Center Negev (NRCN)		核 N
3	イラン Iran	7th of Tir	・7th of Tir Industries Complex ・Mojtamae Sanate Haftome Tir ・Sanaye Haftome Tir ・7th of Tir Industries of Isfahan/Esfahan ・7th of Tir Complex ・Esfahan/ Isfahan Haftome Tir Industries	核 N
4	イラン Iran	Abzar Boresh Kaveh Co.	・BK Co.	核 N
5	イラン Iran	Aerospace Industries Organisation (AIO)	・Aerospace Industries Organization ・Sazemane Sanaye Hava and Faza (SSHF) ・Bazargani Hava and Faza	ミサイル M
6	イラン Iran	AMA Industrial Co.		核 N
7	イラン Iran	Amin Industrial Complex	・Amin Industrial Compound ・Amin Industrial Company	生物、化学、ミサイル、核 B,C,M,N
8	イラン Iran	Amirkabir University of Technology		ミサイル、核 M,N

注)外国ユーザーリストは毎年改訂されますので、最新版を入手するようにしてください。

②通常兵器補完的輸出規制とは

H20.11.より

リスト規制品以外のものであっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象地域

国連武器禁輸国^{注1)}

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目

(但し、食料品、木材等は除く)

許可が必要となる要件

(1)輸出者による判断

客観要件(用途要件のみ)

輸入先等において、通常兵器^{注2)}の開発等に用いられるかどうか

(2)経済産業省による判断

インフォーム要件

注1)国連武器禁輸国・地域

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン (計11カ国・地域)

注2)通常兵器:核兵器等を除く輸出令別表第1の1項に該当する貨物

※国連武器禁輸国を除く、その他の非ホワイト国について許可が必要となる要件は、インフォーム要件のみ。



経済産業省から許可を取る

よう通知を受けた場合

(インフォームされるのは、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物32品目に限定)

参考

3. 外為法に基づく輸出等の許可

外為法に基づく輸出等の許可

規制に該当する物の輸出や技術の提供をする際には、事前に許可を取得する必要があります。

(1) リスト規制に該当するか否かを確認

(2) リスト規制に該当しない場合には、以下に該当するか否かを確認

① 大量破壊兵器キャッチオール規制 (→用途や需要者に懸念があるか否か)

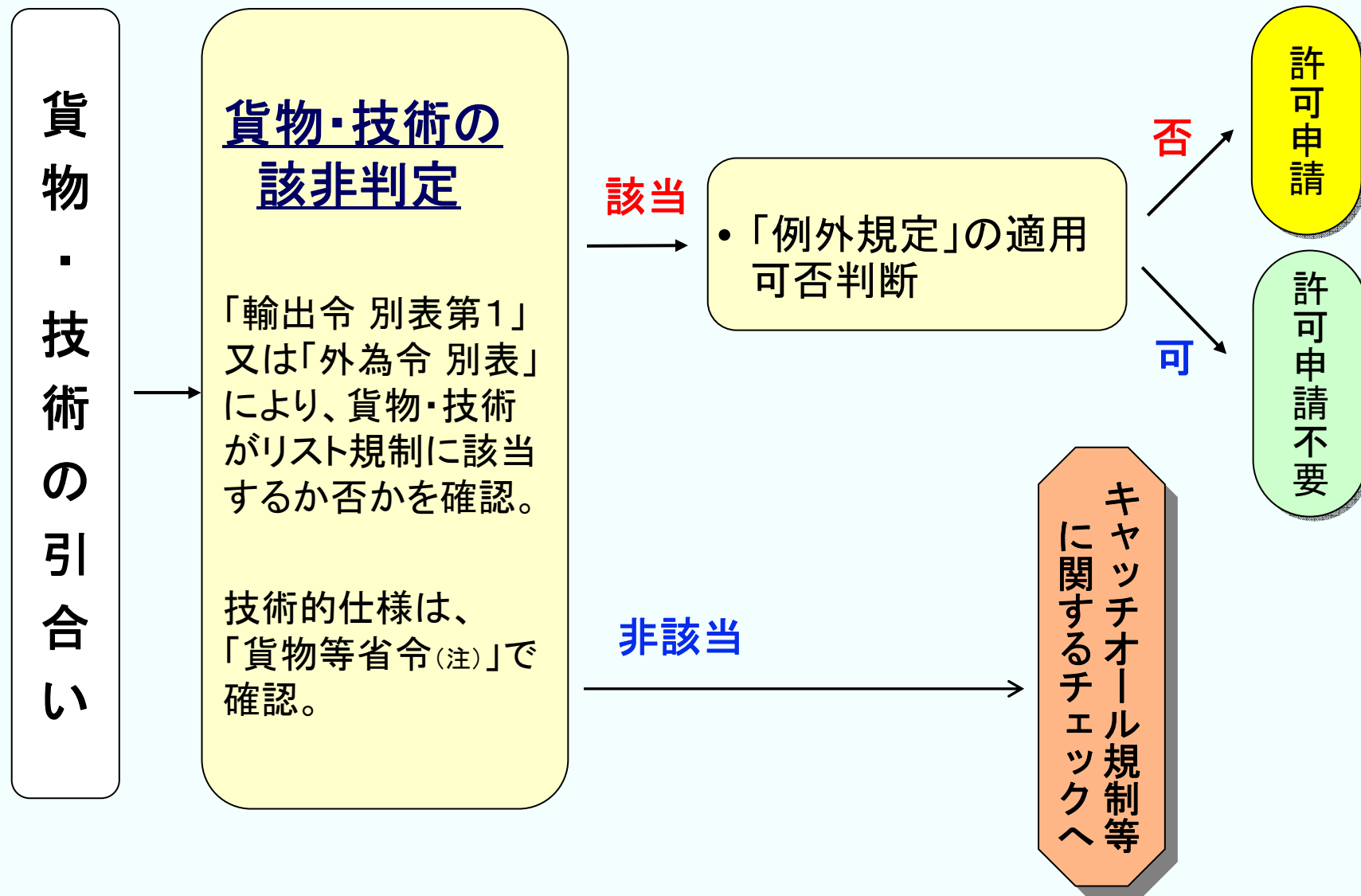
② 通常兵器補完的輸出規制 (→用途に懸念があるか否か)

- (1) 又は (2) に該当する場合には、必要な書類を用意して窓口（経済産業省又は経済産業局・通商事務所）に許可申請を行ってください。
- (1) 又は (2) のいずれにも該当しない場合には、許可申請は不要です。

※許可の申請方法は、以下の3つの方法があります。

- ① 窓口への書類持参
- ② 窓口あてに郵送
- ③ 電子申請

リスト規制の該非判定の流れ



(注) 貨物等省令： リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令

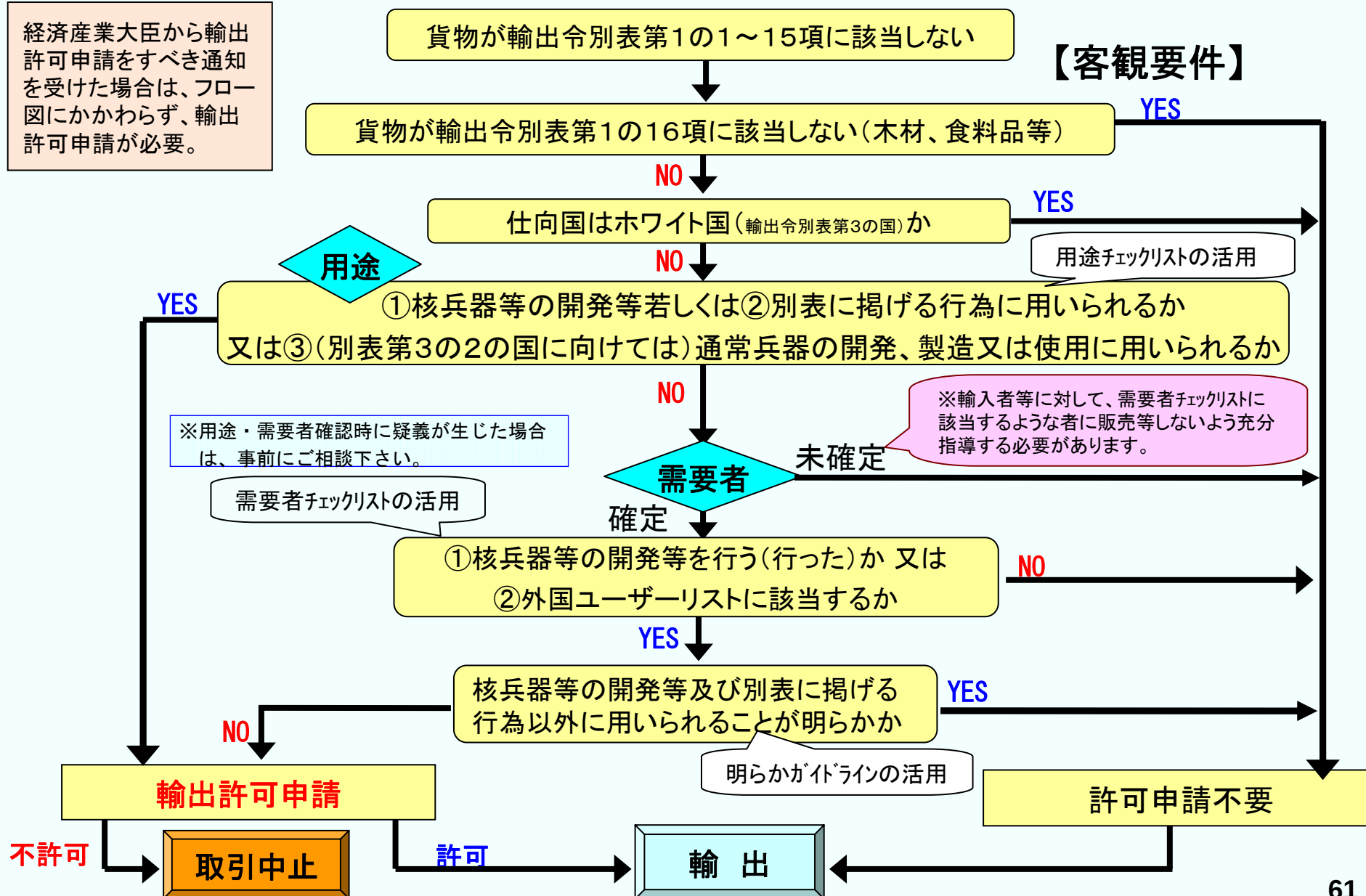
(＝輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

キャッチオール規制等 輸出手続フロー(貨物の例)

【インフォーム要件】

経済産業大臣から輸出許可申請をすべき通知を受けた場合は、フロー図にかかわらず、輸出許可申請が必要。

【客観要件】



大学等への輸出等許可事例

申請者名	仕向地	貨物名／技術名
A大学	ブラジル	炭素繊維成型品
B大学	ベトナム	鳥インフルエンザウイルス
C大学	中華人民共和国	エアロゾル質量分析計
D大学	タイ	赤外線サーモグラフィ
E大学	カンボディア	レーダー
F大学	アメリカ	使用済原子燃料
G大学	オーストラリア	炭素繊維を用いたプリフォーム 及びこれを用いた成型品の設 計・製造又は使用に係る技術
研究機関H	インド	無人航空機